

建設業団体の概要(意見聴取)

(一社)日本建設業連合会の概要

名称	一般社団法人 日本建設業連合会
所在地	東京都中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館8階
設立	平成23年4月1日:旧日建連、土工協、建築協が合併して設立
会員数	正会員:法人会員142社 団体会員5団体 特別会員:6社
役員数	理事:55名 監事:3名
主な事業	<ol style="list-style-type: none">①建設事業の遂行に関する諸制度や建設産業における内外にわたる基本的な諸課題について、調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。②建設業や本会の事業活動に関する広報活動を行うとともに、国の内外の産業経済団体と緊密に連携すること。③国民生活と産業活動の基盤整備に関する調査研究並びにその推進のための提言及び意見具申を行うこと。④建設技術に関する調査研究及びその普及促進のための活動を行うこと。⑤建設工事に係る安全対策を推進すること。⑥建設業に関連する環境問題についての調査研究、提言及び対策の推進を行うこと。⑦建設工事の入札・契約制度に関する調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。⑧建設市場や企業経営の動向など建設業に係る産業経済上の諸課題に関して、統計の作製・関連資料の収集、分析を行うこと。⑨建設技術者及び技能者の確保・育成に向けた活動を行うこと。⑩適切な企業行動の実践推進に向けた会員の取り組みを支援するための活動を行うこと。⑪優秀建築等に関する顕彰活動を行うこと。⑫その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(一社)全国建設業協会の概要

名称	一般社団法人 全国建設業協会
所在地	東京都中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館5階
設立	昭和23年3月:任意団体として設立 昭和30年4月:公益団体(社団法人として認可) 平成24年4月1日:一般社団法人
会員数	正会員:47都道府県協会
役員数	理事:21名 監事:4名
主な事業 (定款より)	<ul style="list-style-type: none"> ①建設業の経営の改善及び技術の向上並びに環境・安全対策の推進に関する調査研究 ②建設業の人材の確保・育成及び労働災害の防止に関する調査研究 ③建設業に関する法制及び施策に関する調査研究 ④建設業に関する情報、資料の収集及び提供 ⑤建設業の社会的使命の重要性に関する啓発及び支援 ⑥講演会、研修会等の開催及び機関紙、図書等の発行 ⑦行政機関及び関係諸団体に対する提言、要望及び意見具申 ⑧その他本会の目的を達成するために必要な事業

(一社)住宅生産団体連合会の概要

名称	一般社団法人 住宅生産団体連合会
所在地	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル2階
設立	平成4年6月:社団法人として設立
会員数	<p>団体会員: 9団体</p> <p>〔 プレハブ建築協会、 JBN・全国工務店協会、 日本ツーバイフォー建築協会、 住宅生産振興財団、 全国住宅産業協会、 日本木造住宅産業協会、 リビングアメニティ協会、 新都市ハウジング協会、 輸入住宅産業協会 〕</p> <p>企業会員: 20社 賛助会員: 17団体</p>
役員数	理事: 22名 監事: 2名
主な事業	<p>住宅の生産・供給に関する主な業務:</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 税制・金融・補助・規制などに関する調査・研究ならびに提言 ② 産業界、消費者、マスコミに向けての情報発信 ③ 主要各国との積極的な国際交流

(一社)一般社団法人 日本電設工業協会の概要

名称	一般社団法人 日本電設工業協会の概要
所在地	東京都港区元赤坂1丁目7番8号 東京電業会館4階
設立	昭和25年11月2日 社団法人として認可 平成23年4月1日 一般社団法人に移行
会員数	正会員:341社 賛助会員:293社 特別会員11社
役員数	理事:60名 監事:3名
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ①適正で合理的な入札契約制度並びに合理的な建設生産システムに関する調査研究 ②電気工事業及びその関連事業の企業合理化に関する調査研究 ③電気工事業及びその関連事業の技術に関する調査研究 ④電気工事業並びにその関連事業の事故防止対策及び環境の保全に関する調査研究 ⑤電気工事業並びにその関連事業に必要な資材、機材、工具等に関する調査研究及びその改善 ⑥本会の調査研究の発表、普及及び指導並びに雑誌、図書の発行 ⑦電気工事業及びその関連事業の人材の確保及び育成に関する調査研究並びにその推進と支援 ⑧後援会、講習会、見学会の開催及び展示会の開催 ⑨諸外国の同種団体との技術交流の推進 ⑩官公庁その他関係機関に対する要望、諮問に対する答申 ⑪損害保険代理事業 ⑫その他本会の目的を達成するために必要な事業 <p>(以上定款第5条)</p>